

事業本部スピード部運営規則

(総 則)

第1条 この規則は公益財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」という。）定款細則第12条、第15条および第16条の規定により設置されたスピード部に関する事項を定める。

(スピード部委員会)

第2条 この部はスピード部委員会（以下「委員会」という。）を組織し、本連盟のスピードスケート、およびショートトラックスピードスケートの次の事項に関して審議し、必要な事項を事業委員会（事業本部）に具申し、事業本部として執行するものの運営にあたる。

- (1) 選手強化のための基本計画の立案と指導
- (2) コーチ等の指導養成ならびに組織化
- (3) 選手強化に関する情報の収集と研究、その他選手強化
- (4) 競技会の立案並びに運営
- (5) 競技役員の養成および資格の検討
- (6) バッジテストの実施に関する事項
- (7) 記録認定に関する事項
- (8) 競技会関係規則、規約、用具の調査研究
- (9) その他スピードスケート、ショートトラックスピードスケートに関する一切の事項

(委 員)

第3条 委員会には次の委員をおく。

部長 1名
副部長 2名
常任委員 11名以内

(総務、強化、事業、規約、渉外、記録、バッジテストその他必要な役務を担当する)
ブロック代表委員15名以内ブロックの区分は別表の通り。

北海道地区2名、東北地区3名（内青森、岩手各1名）、関東地区4名

（内群馬、栃木、山梨各1名）、中部地区2名（内長野1名）、近畿地区2名、中

国・四国地区1名、九州地区1名

ただし、ブロック代表委員で常任委員を兼務することはさまたげない

(委 嘱)

第4条 委員の委嘱は次の通りとする。部長、副部長および委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(部長、副部長の職務)

第5条 部長および副部長の職務は次の通りとする。

- (1) 部長はスピード部を統括し委員会の議長を務める。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長が不在の場合は部長を代行する。また、委員会で部長が欠席の場合は部長に代って議長を務める。

(業務分掌)

第6条 委員の業務分掌は次の通りとする。

1. 総務
 - イ) 部長の指示により委員会の議案の作成
 - ロ) 委員会の議事録の作成
 - ハ) 小委員会、運営委員会の議事録の作成
 - ニ) 財務、広報に関する事項
 - ホ) その他どこの担当にも属さないすべての事項
2. 強化
 - イ) 選手の競技力の向上に関する事項
 - ロ) コーチの育成
 - ハ) 競技力、体力の向上のための研究調査
 - ニ) 海外遠征計画、実行
 - ホ) 強化合宿等の実行
 - ヘ) 用具の調査研究
 - ト) その他強化に関する一切の事項
3. 事業
 - イ) 本連盟の主権、主管する競技会の要項作成、企画運営およびこれに関する一切の事項
 - ロ) 委員会で定めた事業の計画、立案
 - ハ) その他必要な事業の検討
4. バッジ
テスト
 - イ) バッジテストの規程作成、企画運営およびこれに関する一切の事項
 - ロ) バッジテストに関する記録の作成および保管
 - ハ) その他バッジテストに関し委員会の定めた一切の事項
5. 渉外
 - イ) スピード部に属する事項に関する海外との連絡事務

- ロ) I S U選手権大会、国際競技会等に関する海外連絡事務
- ハ) その他渉外に関する事項に関し委員会の定めた一切の事項

6. 規約
- イ) 諸規則、規約に関する一切の事項
 - ロ) 審判員の審査、試験に関する事項
 - ハ) その他規約および審判員に関する事項で委員会の定めた一切の事項

7. 記録
- イ) 記録集の作成
 - ロ) スピード、ショートの記録管理
 - ハ) 各大会の記録処理に関すること
 - ニ) その他記録に関し委員会の定めた一切の事項

8. ブロック代表
- イ) 担当ブロック加盟団体スピード部と委員会との連絡調整
 - ロ) 担当地区で開催される本連盟主催、主管の競技会の連絡調整、および事業委員と共に要項作成、企画運営およびこれに関する一切の事項
 - ハ) ブロックでの競技会等、事業の把握調整

(任 期)

第7条 委員の任期は原則として本連盟の理事と同一とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合には欠員者の残任期間を限度として委員を補充することができる。

(全国スピード部長会)

第8条 委員会の部長は委員会を円滑に運営するため少なくとも年に1回委員会の委員に加えて本連盟に加盟する団体のスピード部長を招集し、次の事項の一部または全般に関して報告すると共に必要な事項を審議する。

- (1) 本規則第2条各号に関する事項
- (2) 部長候補の推薦
- (3) 部長候補によって推薦された副部長、常任委員各候補の承認
- (4) ブロック代表のスピード委員候補の推薦
- (5) その他必要な事項

(小委員会、運営委員会)

第9条 この委員会に委員会の議決を経て、委員会の事業または業務を遂行するため、必要な小委員会または運営委員会を別途に設けることができる。

(別表) ブロック区分

| ブロック | 人数 | 都 道 府 県 |
|-----------|----|-------------------------------------|
| 北海道ブロック | 2 | 北海道 |
| 東北ブロック | 3 | 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県 |
| 関東ブロック | 4 | 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県 |
| 中部ブロック | 2 | 長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県・静岡県・愛知県・三重県・岐阜県 |
| 近畿ブロック | 2 | 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 |
| 四国・中国ブロック | 1 | 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県・高知県 |
| 九州ブロック | 1 | 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県 |

昭和60年3月12日施行

平成元年 1月25日改正

平成20年4月23日改正

平成24年7月 2日改正